

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく面会・通信制限措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が令和5年6月29日付けの面会・通信制限措置決定通知書により請求人に対して行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法12条1項の規定に基づく面会・通信制限措置決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

本件処分は何を基準に決めたことなのか。本件承諾書に基づくものか。請求人は本児が入所した施設に対し面会要求などしておらず、本件処分の理由は全くの事実無根である。本件処分では制限されている通信とは何を指すのか文書で知らせてほしい。

そもそも本件承諾書と異なる内容で処分庁が勝手に決めたことで請求人は本件処分に承諾していない。本児と請求人との関係を悪くする決定であり、本児にとって良いことなのか疑問である。

本児は〇〇年生で進学の時期でありアドバイスしたいが、本件処分により請求人は動くことができない。面談及び質問事項の回答を詳しく文面で通知を希望する。

また、弁明書の内容は、児相に都合の良い文書である。嫌がらせをして子供と親を引き離している。いい加減な内容の承諾書にサインを

しないと忠告したにもかかわらず、自分たちに都合のよい法律の解釈により、児相は相談所でありながら相談には全くのらず、一方的に指示に従わせる。手紙のやり取りをしたいという本児の希望も聞かず、通信制限の措置を行うことは問題である。

さらに、口頭意見陳述で主張したとおり、一時保護の時点から、十分な説明なく一方的に処分を繰り返し行うのは、地方公務員法33条に該当する体のいい恫喝ではないか。今回の面会通信制限措置について、通信に限れば何ら問題はないのに、措置決定するのは職権濫用である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 9月 3日	諮問
令和 6年10月23日	審議（第93回第2部会）
令和 6年11月22日	審議（第94回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法12条1項は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法27条1項3号の措置が採られた場合、又は同法33条1項もしくは2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長は、当該児童虐待を行った保護者について、当該児童との面会（法12条1項1号）及び当該児童との通信（同項2号）の全部又は一部を制限することができる」と規定している。
- (2) 児童虐待の定義について、法2条は、1号において、児童の身体

に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることを、4号において、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをそれぞれ掲げている。

そして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」第1章・1・(2)において、法が定める児童虐待の具体的例示として、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じるような行為と解され、同条4号の心理的虐待は、ことばによる脅かし、脅迫、子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなどをいうとされている。

- (3) 行政手続法13条1項は、行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者について、同項1号イからニまでのいずれかに該当するときは聴聞の手続を、また、いずれにも該当しないときは弁明の機会の付与の手続（同項2号）を執らなければならないと定めている。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 法12条1項が「児童虐待を受けた児童について児童福祉施設入所等の措置が採られた場合」に「当該児童虐待を行った保護者」について当該児童との面会及び通信を制限することができる」と規定し、法2条1号が児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることを児童虐待と定義しているところ（上記(1)・ア及びイ）、処分庁は、〇〇警察より、請求人から本児に対する身体的虐待を認めるとの身柄付き通告を受けて本件一時保護を行い、その後、本児について本件入所措置を行っていることが認められる。
- (2) 法12条1項の「児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるとき」とは、児童が虐待により傷ついており、保護者と面会することにより、さらに傷つく可能性がある場合、保護者が児童に暴行、強迫を行う可能性がある場合等と解される（「実務コンメンタール児童福祉法・児童虐待防止法」691頁）。本件では、請求人は本件一時保護の際に本児に対する暴力をしつけの範囲であり、必要があれば今後も続けると話したこと、請求人は本児と会わないことを厳守する本件承諾書を見相に提出したにもかかわらず、令和4年8月20日に本児に会って1時間くらいの立ち話をし、心配した通行人から110番通報され、臨場した〇〇警察が本児から請求人が怖くて仕方なかったとの話を聴取してい

ること並びに児相における請求人と本児との面会の場で、待ち伏せされた時に怖いと感じたことを本児は請求人に伝えたこと及び請求人が本児に対して威圧的な態度をとり、本児が請求人に対する恐怖心から涙を流す様子を確認したことが認められ、請求人に対する本児の恐怖心の程度が大きいものといえる。

そして、令和5年3月15日、請求人は本件承諾書に反し、本児が入所中の施設を訪問し、同年5月29日、請求人は児相の担当職員に対し、授業参観に行く、自由に本児に会う旨の言明をした上で、本児が入所中の施設に架電し、本児との面会を要求したことがそれぞれ認められる。

- (3) 上記(1)及び(2)の各事実から、請求人が、本児と面会・通信することによって、本児の不安を助長し、安心、安全な生活を阻害することが明らかであるから、処分庁が、「児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要がある」として本件処分を行ったことに違法又は不当な点があったとは認められない。

そして、本件処分を行うにあたり、請求人がこれまで処分庁の指導に従わずに本児との面会を要求していることから、面会及び通信の全部を制限した処分庁の判断に不合理な点はない。

また、法12条の規定に基づく面会・通信制限措置を行う時には、行政手続法13条1項2号の弁明の機会の付与が必要と解されているところ、処分庁は本件処分に先立ち、請求人に弁明書の提出の機会を与えていることが認められるから、本件処分には、手続においても違法又は不当な点はない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記第3のとおり、本件処分は何を基準に決めたことなのか、その理由が事実無根であることを主張し、面会・通信制限のうち、通信制限が無効であることを主張している。

しかしながら、処分庁は、本児について、面会・通信により本児の不安を助長し、安心、安全な生活を阻害することが明白であるとして、面会・通信制限措置（本件処分）を行ったものである。認定した事実からすれば処分庁の判断に不合理な点はなく、事実無根である旨の請求人の主張には理由がない。

(2) なお、請求人は、本件処分に係る兎相の対応が、地方公務員法 33 条の信用失墜行為にあたり、処分庁が法に反している行為をしていると主張する。

しかしながら、本件審査請求は、本件処分に違法又は不当な点がないかを審査するものであり、地方公務員法 33 条の該当性を審査するものではない。そして、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記 2 で述べたとおりである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己